富山短期大学ハラスメントの防止等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、富山短期大学(以下「本学」という。)において、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等及びその他のハラスメント (以下「ハラスメント」という。)の防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めることにより、本学のすべての学生、教育職員、事務職員及び関係者(有期雇用、時間雇用及び派遣職員等も含む。以下「教職員及び学生等」という。)に、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「セクシャルハラスメント」とは、相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。
- 2 この規程において「アカデミックハラスメント」とは、教育・研究の場における地位又は権力を利用 して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環 境を悪化させることをいう。
- 3 この規程において「パワーハラスメント」とは、職場における地位又は権力を利用して行う不適切な 言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。
- 4 この規程において「マタニティハラスメント等」とは、職場において、教育職員、事務職員及び関係者(有期雇用、時間雇用及び派遣職員等も含む。以下「教職員等」という。)の妊娠・出産、育児・介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により労働環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性の労働環境を害することをいう。
- 5 この規程において「その他のハラスメント」とは、前各項以外の不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

第2章 管理体制及び禁止行為

(学長の責務)

第3条 学長は、本学のハラスメントの防止及び対応に関する事務を総括する。

(教職員及び学生等の責務)

- 第4条 副学長は学長を補佐し、本学のハラスメントの防止に努めるとともに、これに関する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。
- 2 本学の各学科、専攻科、部、館(以下「学科等」という。)の長は、教職員及び学生等に対し、この 規程を周知徹底し、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、 適切に対処しなければならない。
- 3 教職員及び学生等を指導・監督する地位にある者は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合に当該事実を認めながらこれを黙認する等不適当な対応をしてはならず、迅速、適切に対処しなければならない。
- (1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意 を喚起し、その認識を深めさせること。
- (2) 教職員及び学生等の言動に十分な注意を払うことにより、 ハラスメント が生じること がないよう 配慮すること。
- 4 教職員及び学生等は、以下に掲げるハラスメントに該当する行為をしてはならない。

また、これらの行為を見聞きした場合もこれを黙認する等、不適当な対応をしてはならない。

- (1) セクシャルハラスメント
 - ア不必要な身体への接触
 - イ容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
 - ウプライバシーの侵害
 - エうわさの流布
 - オ交際・性的関係の強要
 - カわいせつな図画の閲覧、配布、掲示
 - キ性的な言動への抗議又は拒否を行った教職員及び学生等に対し、 就労上・ 就学上の不利益を与える 行為
 - ク性的な言動により、他の教職員及び学生等の就労・就学意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する 行為
 - コ その他、教職員及び学生等に不快感を与える性的な言動
- (2) アカデミックハラスメント
 - ア 学習、研究活動の妨害
 - イ 卒業、進級、修了の妨害
 - ウ 選択権の妨害
 - エ 指導業務の放棄、指導上の差別
 - オ研究成果の搾取
 - カ 精神的な虐待
 - キ 暴力
 - ク 誹謗及び中傷
 - ケ 不適切な環境下での指導の強制
 - コ 権力の乱用
 - サ プライバシーの侵害
 - シ 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲストなどへの排斥行為
 - セ その他教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇
- (3)パワーハラスメント
 - ア暴行、傷害など身体的な攻撃
 - イ脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言など精神的な攻撃
 - ウ隔離、仲間外し、無視など人間関係からの切り離し
 - 工業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害など過大な要求
 - オ業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと など過小な要求
 - カ私的なことに過度に立ち入ることなど個の侵害
 - キその他職場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇
- (4) マタニティハラスメント等
 - ア教職員等の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱 いを示唆する言動
 - イ教職員等の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
 - ウ教職員等が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用をしたことによる嫌がらせ等
 - 工教職員等が妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
 - オ教職員等が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

(5) その他のハラスメント

前各項以外の不適切な言動で、相手方に不快感その他の不利益を与えること

(懲戒)

第5条 前条第4項に該当する事実が認められた場合は、就業規則第23条及び第24条に基づき懲戒処分を行う。懲戒の適用区分は、行為の具体的態様(時間・場所・内容・程度)、当事者の関係、被害者の対応(告訴等)・心情等を総合的に判断し、決定する。

第3章 相談窓口の設置

(相談等への対応)

- 第6条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。) に対応するため、学科等に相談窓口を置く。
- 2 相談窓口に相談員を置き、相談員は、学級担任、保健室看護師、学科等の長とする。ただし、ハラス メントに起因する問題の内容等に学科等の長が関係する場合は学長とする。

(相談等の周知)

- 第7条 学長は、相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。
- 2 学科等の長は、必要に応じて当該学科等における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を当該教職員及び学生等に周知するものとする。

(相談員の責務等)

- 第8条 相談員は、相談等を受けたときは、当該相談等の把握に努め、相談等を行った者(以下「相談 者」という。)に対し、必要な指導又は助言を行う。
- 2 相談等を受けた相談員は、相談者の同意を得て相談者が所属する学科等の長に報告するものとする。 当該ハラスメントに起因する問題の内容等に学科等の長が関係する場合は、学長に報告するものとす る。
- 3 相談等を受けた相談員は、必要事項を相談受付票に記録し、保管する。

第4章 対策委員会の設置

(対策委員会)

- 第9条 本学に、ハラスメントの防止及び問題解決に関する具体的な施策を推進するために、ハラスメント防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。
- 2 対策委員会は、第12条第1項の規定の対策委員をもって組織する。
- 3 対策委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 4 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理 し、又はその職務を行う。
- 6 対策委員会は、必要に応じて対策委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

(報告)

第10条 第8条第2項の報告を受けた学科等の長及び学長は、相談者が当該相談したハラスメントに起因する問題について、対策委員会に報告しなければならない。

(対策委員会の任務)

- 第11条 対策委員会の任務は、次の事項とする。
- (1) ハラスメントが生じた場合の対応を行うこと。

- (2) ハラスメントの防止に係る実態調査及び情報収集に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修の推進に関すること。
- (4)前2号について学園の設置する各学校間の調整に関すること。
- (5)相談員の職務に係る具体的事項の検討に関すること。
- (6) 相談員の行った対応の確認及び検討に関すること。
- (7) ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置及び委員の構成に関すること。
- (8) ハラスメントの再発防止に係る改善策の検討及び実施に関すること。
- (9) ハラスメントに係る懲戒など重要な事項に関すること。
- 2 学長は、対策委員会の調査及び検討結果等を理事長に報告するものとする。

(対策委員の選任等)

- 第12条 対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、当該ハラスメントの当事者となる場合 は、この限りではない。
- (1)学長
- (2)副学長
- (3)常務理事
- (4)事務部長
- (5)教務部長
- (6)学生部長
- (7) 学長の指名する者(前各号に掲げるものを除く)
- 2 対策委員会の委員長は、学長とする。
 - (対策委員会の運営)
- 第13条 対策委員会は委員長が召集し、その議長となる。
- 2 対策委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数をもって決議する。
- 3 委員長は、必要に応じて出席委員の過半数の同意を得て、対策委員会を非公開とすることができる。
- 4 対策委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果の当事者への通知、公表)

- 第14条 対策委員会は、対応方針又は措置を決定したとき、速やかに、相談者に通知するものとする。
- 2 対策委員会は、前項の通知が行われた場合において、当事者の名誉やプライバシーの保護についての 配慮を十分に行ったうえで、これを公表することができる。

(事務局)

第15条 対策委員会の事務は、事務部で行う。

(調査委員会)

- 第16条 対策委員会は、相談員及び対策委員会の対応によって解決できないハラスメントに関する問題について、当該事案の事実関係を調査するため、必要に応じ調査委員会を設置ることができる。
- 2 調査委員会は、3 名以上の調査委員をもって組織する。

(調査委員会の任務)

- 第17条 調査委員会がハラスメント に関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。
- 2 調査委員会は、審査開始後2カ月以内に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 調査委員会は、その調査結果について、書面をもって対策委員会に報告しなければならない。

(調査委員の選任)

第18条 調査委員は、対策委員会の推薦により、対策委員会委員長が指名する。

- 2 前項の指名に当たっては、相談員及び当事者に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に十分 配慮しなければならない。
- 3 対策委員会委員長は、必要と認めた場合、学園外の専門家に調査委員を委嘱することができる。
- 4 調査委員の氏名は、公表しない。

(遵守事項)

- 第19条 相談者、当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。
- 2 当事者又はその関係者は、いかなる場合においても相談者及びその関係者に対して、報復的行為その 他不利益な取扱いをしてはならない。対策委員会は、そのような行為又は取扱いの行われないよう配慮 するものとする。
- 3 この規程に関わる委員、相談員及びその他手続きにおいて関係する者は、次の事項を遵守しなければ ならない。
- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 職務の遂行に当たって、相談者、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。
- (3) 相談者及び関係者がハラスメント に関し相談したこと 又は事実関係の確認に協力したこと 等を理由 として、不利益な取扱いをおこなわないこと。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、事務部において処理する。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、対策委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年9月19日から施行する。
- 2 この規程の施行により、平成21年9月10日施行の「富山短期大学セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程」は廃止する。

附 則

第11条第1項第7号、同条第2項、第16条第1項、第17条第3項、第18条第1項及び同条第3項の改正規定は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。